

[ 平成13年第 3回 9月定例会-09月28日-05号 ]

◆1番(松坂知恒議員) 連合同志会を代表いたしまして討論を行います。

第84号議案原案、平成13年度広島市一般会計補正予算(第2号)第2条第2表債務負担行為補正について、意見を付した上で賛成いたします。

メッセ・コンベンション等交流施設用地取得については、平成9年4月に県・市間で確認書が交わされており、県の埋立地を市が取得するという明示されていることから、用地購入はやむを得ないと思います。しかしながら、以下の4点において意見を申し述べます。

第1点、広島市の財政状況は多難を極め、しかも財政健全化計画期間の終了する平成15年度以降においても財政状況の好転は全く期待できない中で、明確な事業計画書も提出されず、メッセ・コンベンション事業の採算についても明らかにされないことは、まことに遺憾であります。早急に議会へ提出され、具体的な議論のもとに審議すべきであると思います。

第2点、また、施設の規模についても問題であります。延べ床面積4万1,000平方メートル、工事費195億円もの大規模な施設が必要なのか、多額の建設費や維持費に見合うだけの採算は取れるのか疑問があります。今後、十分な議論を尽くすべきであると考えます。

第3点、土地開発公社に先行取得させたことは問題であります。市が用地を再取得する際、市が公社に支払う事務費の決定の過程は不透明であります。114億を超える用地費ですから、公社の事務費の比率が1%上昇するだけで1億円を超す公社の増収となります。しかも、この決定に議会は全く関与しない財政局と公社との話し合いのみで決定されます。

地価下落傾向の中、公社は事務量が減少し、かさむ人件費のため収支状況も悪化し、欠損金を計上している状況であります。そこで事務費を増額して欠損の穴埋めに利用しようとする可能性は大なるものがあります。再取得の際、市は公社に対し、不適切な事務費を支出することのないよう強く申し入れておきます。また、事務費の決定過程については、議会に逐一、情報を開示するよう求めます。

第4点は、メッセ・コンベンション施設周辺環境についてであります。平成元年の県の港湾計画において、構想になかった出島産廃処分場を平成11年、県が突如として港湾計画に盛り込んだことは、メッセの営業について多大なる支障をきたすものと考えます。県知事みずからが迷惑施設であると明言している産廃処分場がメッセ施設に隣接しており、平成18年度メッセのオープニングに合わせて、県は産業廃棄物の海面投棄を開始し、以後少なくとも10年間にわたって継続するとのこととあります。市民意見や審査会の答申にもあるとおり、大気汚染、悪臭、景観への影響が懸念されます。

果たしてこのような環境にあるメッセ・コンベンション施設において、展示会や国際会議、学会を開催しようという団体があるのでしょうか。また、それに参加、出席しようという人たちがどれだけいるのでしょうか。甚だ疑問です。

市長は、この県の産廃処分場計画については、機会あるごとに県に対して適切な意見を述べ、不備の多いこの産廃処分場計画を見直すよう、即していただきたいと存じます。

以上で討論を終わります。御清聴ありがとうございました。（拍手）